

虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人じゃがいもの木

第1条 目的

この指針は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」)の趣旨を踏まえ、法人内の全事業所における利用者の人権擁護、虐待防止及び身体拘束等の適正化に取り組むために定める。

2 事業者は身体拘束の適正化に関し次の方針を定め、すべての職員に以下の内容について周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (3) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (4) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (5) 利用者の人権を最優先にする。
- (6) やむを得ない場合、利用者・家族に丁寧に説明を行い身体拘束を行う。
- (7) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない。

第2条 虐待の定義

虐待とは各事業所に従事する職員等が利用者に対して次に掲げる行為を行った場合をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に暴力を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること

(2) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること

(3) 心理的虐待

利用者に対する暴言、又は拒絶的な対応、又は差別的言動、その他心理的外傷を与える行動を行うこと

(4) 放棄・放置

利用者の心身の正常な健康を妨げるような減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など支援を怠ること

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

第3条 虐待防止・身体拘束等の適正化に向けた体制

虐待防止・身体拘束等の適正化に向けて以下の体制をとる

(1) 虐待防止責任者の設置

管理者を虐待防止責任者とする。虐待の未然防止に率先して取り組む。

(2) 虐待防止窓口担当者

法人事業の利用者が虐待通報をおこないやすくするため、法人に虐待防止窓口担当者を設置する。虐待防止窓口担当者は、管理者またはサービス管理責任者があたるものとする。法人職員は、虐待防止窓口担当者の不在時等に虐待の通報があった場合には、虐待防止窓口担当者に代わって通報を受け付けることができる。

(3) 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

利用者の人権を擁護し、事業所内の虐待防止及び早期発見を図るため虐待防止・身体拘束等適正化委員会を設置する。

- ① 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の委員長は虐待防止責任者が行う
- ② 委員会の構成員は管理者、サービス管理責任者、看護師、職業指導員、世話人、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- ③ 委員会は年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
- ④ 虐待防止・身体拘束等適正化委員会は、指針の整備に関すること、虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修、相談・報告等の体制整備に関すること、発生した虐待や緊急時やむを得ず身体拘束等を行った後の検証と再発防止策の検討等を行う。

第4条 虐待防止・身体拘束等の適正化のための職員研修

権利擁護及び虐待・身体拘束等の適正化のための職員研修を年1回以上及び職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止・身体拘束防止を徹底する。また、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

第5条 虐待発生時の報告

利用者及び保護者、職員等から虐待の通報があった場合は速やかに関係者から聞き取りを行い、虐待防止責任者に報告するとともに市町村に通報する。
また、通報者が不利益な扱いを受けないよう保護する。

第6条 虐待発生時の対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず厳正に対処する。
また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先する。

第7条 身体拘束発生時の対応

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

なお、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束がみとめられているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、且つ本人・家族への説明、同意を得ている場合に限るものとする。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

以下の3要件をすべて満たすことを検討、確認し実施後記録する。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

第8条 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、事業所内に掲示するとともに法人ホームページに掲載を行い、利用者及び職員がいつでも閲覧できるようにする。

附則

この指針は令和5年4月1日より施行する。